

## 茨城県消費生活センター 消費生活ライブラリー実施要項

### 1 目的

消費者の自立促進及び消費者被害の未然防止等を図るため、消費生活全般にわたる図書等を整備し一般消費者，団体並びに各種講座の受講者等に貸出しを行うものとする。

### 2 貸出しする図書等

別紙目録のとおり

### 3 貸出しする対象者

県内に在住又は勤務する一般消費者のほか，県内の学校，団体，企業，市町村等

### 4 貸出方法

申込書(別紙様式1)に必要事項を記入の上，当センターあて提出するものとする。  
なお，図書等は当センターにおいて交付するものとし，郵送での貸出は行わない。  
ただし，講座等受講者に貸出しする場合は当該講座の会場で交付できるものとする。

### 5 返却方法

来所，郵送により貸出期間内に返却するものとする。

### 6 貸出期間

原則として2週間を限度とする。

### 7 利用者の責務

利用者は，借り受けた図書等を紛失，汚損又は毀損したときは，速やかに別紙様式2により消費生活センター長に報告し，指示に従うこと。

貸し出しを受けた図書等の複写，転写，転貸は禁止する。

## 付 則

平成24年 2月20日 制定

(別紙様式1)

## 貸出申込書

茨城県消費生活センター長 殿

●申込日

年 月 日

●申込者

住 所

氏 名

電 話

題名 (タイトル)	番 号
団体の場合	
利用目的	利用人数 人
センター使用欄	
●返却日 : 年 月 日	
●確認者 :	

(別紙様式2)

## 図書等紛失・き損届

年 月 日

茨城県消費生活センター長 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

下記の図書等を紛失・き損したので届け出ます。

### 記

- 1 図書等名
- 2 紛失・き損の期日
- 3 紛失・き損した場所
- 4 紛失・き損した理由